

都市計画法第34条第9号（休憩所及び給油所）の運用基準の改正について

都市計画法第34条

九 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

（市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当な建築物等）

都市計画法施行令第29条の7 法第34条第9号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の政令で定める建築物又は第一種特定工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所又は給油所等である建築物又は第一種特定工作物

二 火薬類取締法第2条第1項の火薬類の製造所である建築物

1 改正理由

休憩所及び給油所については、高速自動車国道等のサービスエリアやパーキングエリアにおける立地も想定されることから、開発区域が接すべき道路に高速自動車国道を含めるものです。

2 改正内容

- (1) 開発区域が接すべき道路（道路幅員8メートル以上かつ有効幅員6メートル以上の国道、県道又は市道）に高速自動車国道を追加します。〔1(1)〕
- (2) 大型観光ドライブインの開発区域について、高速自動車国道等に接する場合はインターインターチェンジからの距離及び市街化区域からの路線距離を問わないものとします。〔1(2)〕
- (3) その他文言整理を行います。〔1(2), 2, 3, 4(2)及び5(2)〕

3 施行日

令和8年1月1日